第11回 農業・土地住宅WG(農業分野) 議事概要

日時:平成17年11月14日(月)10:30~11:30

会場:永田町合同庁舎 第4共用会議室

出席:南場主査、福井専門委員、本間専門委員、田中室長、井上参事官、原企画官、事務

局

議題:JA全中・全農からのヒアリング及び意見交換

全国農業協同組合中央会 専務理事 山田 俊男 氏

常務理事 向井地 純一 氏

全国農業協同組合連合会 代表理事理事長 関 水 賢司 氏

代表理事専務 宮下 弘氏

南場主査)

・本日は、皆様方お忙しいところをお時間をお割き頂きまして、また、こちらまでご足労 頂きましてありがとうございます。こちらの規制改革の方で、農協についてもテーマに しておりますけれども、実際にご指導にあたっていらっしゃる皆様方から現在の改革の 状況などについてなど、直接お話をお伺いしたいと思いましてお時間を頂いた次第です。 本日の議論は議事概要の公開ということにさせて頂きます。全部で時間が1時間しかご ざいませんので、予め私共からお送り致しました質問にお答え頂くような形を中心に1 5分位を目処にお話し頂いて、その後、質疑応答とさせて頂きたいと思います。どうぞ よろしくお願いします。

山田専務理事)

- ・ JA全中の山田でございます。本日はこうした機会を頂きまして大変感謝申し上げます。私の方から、まず概轄的に申し上げさせて頂きたいと思います。
- ・ご案内のとおり、明治33年に農村更生と農家経済更生の一環として産業組合が設立されました。昭和の敗戦の後、零細自作農の維持と戦後復興のため農業協同組合の設立が進められたと承知しております。その特色は、零細多数の自小作農の協同と、食管法の下での食糧確保等の制度的な要請によりまして、農協は誕生したと思っております。当時としましては、唯一の農村の金融機関であり、販売機関であり、経済機関であったと思っております。高度経済成長は、こうした農協を大きく変貌させたわけでありまして、農家経済の伸長とあいまって、農協の事業も大きく伸びました。その後の経済全体の低迷の中で、農協の事業も経営の効率化が求められまして、農協合併の推進や連合組織の統合に大々的に取り組んできたという経緯があります。今、その農協は大きな困難に直面しているわけであります。一つは、高齢化と兼業化の中で農業の比重が大きく低下してきたことであります。農協の組合員も正組合員が減少し始めているわけでありまして、

農家以外の准組合員が正組合員に匹敵する数になってきているという状況です。二つは、 米価の低迷に見られますように、農産物価格の低迷が続いておりまして、海外からの多 様な農産物の輸入拡大もありまして、地域の農業生産額が大きく落ち込んでおります。 農協の事業も経済事業が落ち込みまして、信用、共済事業を中心とする事業が中心にな ってきているという経緯にもあります。三つは、地域の多様化が進みまして、農協の在 り様も地域で大きく異なってきていることであります。信用や共済事業が圧倒的な比重 を占める農協がある一方で、販売や購買事業を中心に地域の農業を支えている農協も多 くあります。四つは、食管法が大きく変わったことに見られますように、農協に関する 政策の関与が大きく変化してきています。農協の信用、共済事業も他の業態と同等の扱 いになってきております。まして、今回の農政大転換に見られますように、担い手を絞 り込む政策に農協は主体的に対応しているところでございます。こうした農協でありま すが、地域に根ざす協同組織として、構成員であります組合員の営農や生活に貢献でき る組織として信用、共済、経済等の事業を総合して行う組織であることに変わりはあり ません。引き続き、地域に生活し農業生産を行う組合員の組織として、組合員が求める サービスをきっちり果たしていきたいと考えているところでございます。まして、かつ てとは大きく異なり、様々の業態の企業や組織と競争していかなければならない環境に あります。このため、組合員の多様なニーズに応えるべき経営の安定はもちろんであり ますが、効率化、合理化による事業活動の成果の還元が必要になっていることは言うま でもありません。また、農業生産の指導と農産物の安定供給を担う社会的な組織として、 安全、安心な農産物の提供や環境、景観等農業生産の持つ多面的な機能を国民全体に届 ける役割を果たすことも必要であります。お手元にお配りしました「第23回JA全国 大会決議の概要について」にもありますように、信頼、改革、貢献が我々の基本姿勢で ありますし、また、理念でもあります。と言いましても、多くの課題を抱えているのは ご指摘のとおりでもありまして、先進農家の農協離れも事実であります。今後、担い手 に政策が重点化、集中化するという時に、これらの担い手に必要とされる農協になって いかなければなりません。また、農協のより一層の経営健全化を図るために各部門の採 算の確立が必要になるわけであります。高度経済成長の下で大きく膨張させてきた生活 関連事業等の経済事業の改革が必要であります。今これらのことにつきまして、JA全 中と都道府県中央会が統一した基本方針を定めて農協の指導にあたっているところで あります。農協の監査につきましても、全中に都道府県中央会と一体となった全国監査 機構を独立した機関として設置し、専門的な機能と役割を果たしているところでありま すが、さらに体制の強化を図っていくこととしております。当然、独禁法に抵触しかね ないような不公正取引や不祥事を一切生じさせないような取り組みも必要でありまし て、今まで以上に指導を強化することとしております。来年10月には第24回JA全 国大会を開催することとしておりますが、引き続き、改革の断行を柱に、JAグループ が一体となりました取り組みを決議することで準備を始めております。特に組合員の多

様化や地域の多様化に伴いまして、農協の姿もその組織の形態も事業の比重も組合員の ニーズも大きく異なってきているわけであります。そうした違いを踏まえた改革を図っ ていきたいと考えております。連合会はそうした多様な農協の事業を適切に補完できる よう効率化した連合会とすべく、連合会の改革にも取り組んでいきたいということであ ります。時代の変革に合わせた事業戦略、ビジネスモデルが必要であると考えておりま す。それを我々がきちんと提案できるかどうか、それが今後の我々農協の将来を決める という覚悟でおります。私の方からは以上であります。

関水代表理事理事長)

- ・ 私の方から、全農の経済事業に関わる部分について、このペーパーに沿ってお話をさせ て頂きます。
- ・ 一つ目の高齢化なり先進農家の農協離れということでありますが、零細農家の高齢化は 都市部と農村部で大幅に異なっているのはご案内のとおりで、農協依存度が高いか高く ないかにかかわりなく農家の高齢化が進んでいるのは事実であります。今後、直接支払 いの対象となる畑作、稲作等の担い手を平成19年までに形成していくということにな りますので、全農としては農家総参加で地域の担い手形成をしていくことに全力をあげ ていこうとしているところであります。
- 「経済事業のあり方の検討方向について」の中間論点整理というものを、当時の岩永副大臣を座長にして整理をして頂きました。一方、私共の内部では経営管理委員会会長の諮問機関としてJAグループ6人、JAグループ以外6人の全農改革委員会を作りまして、その委員会の答申と岩永副大臣の中間論点整理の二つを合わせて、「新生全農を創る改革実行策」を作っております。そういった意味で、中間論点整理で整理されましたものを私共の改革実行策に盛り込ませて頂いたということであります。お手元に17年7月付で実行策のペーパーがありますが、これに、例えば、中間論点整理で言われておりました、JAグループの経済事業の既存の諸ルールを見直せというものも含めて盛り込ませて頂いております。特に中間論点整理との関係で言えば4頁の「事業改革の基本方向」で整理をしております。既存の諸ルールの見直しということで、米の事業等を例に既存の制度、ルールの枠組みを変更するということを書いております。品目毎の整理については、米については既に整理しており、他品目については年内。販売、購買の手数料のあり方等については、来年の3月までに整理をするという形で、中間論点整理の結果を真摯に受け止めて実行策に盛り込んでいるというようにご理解頂きたいと思います。
- ・ 共同購入事業における生産資材価格等の引き下げ方策については、全体の価格水準をどこまで引き下げていくのかという観点が一つ、二つ目に低コスト資材をどのように開発していくのか、三つ目に各地でホームセンターなり農業資材店というのが相当農業生産資材を販売し始めておりますが、そういった地域、地域でどのように取り組むのかとい

うことで、三つの観点で仕入れなり価格政策に取り組んでおります。それと同時に物流 改革についても取り組んでおります。横長の資料2頁に「経済事業改革等の取り組みについて」とありますが、例えば、物流コストの削減については、肥料・農薬などの在庫・配送コストの削減による物流改革と書いておりますが、肥料農薬に限らず生産資材の農家配送コストというのがJAグループの中で1,200億円程かかっているという分析をしております。これをどのようにして引き下げるのかということで、160億円は平成20年度までに削減していこうということで配送拠点の合理化、システム化、あるいはアウトソーシング化を含めてコスト削減に取り組んでおります。平成17年度現在で92億円のところまできております。残り60億円強でありますけれども削減をしたいと考えております。これを先程申しました価格政策なり仕入政策に併せて生産資材価格の引き下げをやってまいりたいということであります。

- ・複数段階での手数料削減方策並びに農協系統の果たす機能に応じた手数料の設定の考え方についてですが、平成3年からほぼ10年がかりで、県ベースにありました連合会と全国ベースの連合会の合併、合理化を進めております。ただ、48の都道府県のうち36が合併をしている状況にありまして、まだ、県ベースと全国ベースで手数料が一本化されておりません。それらの重複してる部分の手数料を削減していこうとしております。並びに、販売について機能に応じた手数料の設定をしていきたいと考えております。というのは、これまで販売事業というのは市場に出荷して終わりというのが主な販売事業だったのですが、今後は量販店等の輸入農産物が相当入っているところに対しまして、直販事業をどのように展開していくのかということがテーマになっております。そうしますと、リスクヘッジの部分も含めて機能に応じた手数料の設定が必要になるということで、その見直しをさせて頂いているということでございます。
- ・ 最近、単位農協において全農を通さない直接販売等の動きが増加しているということでありますが、例えば、米については平成16年の法改正で販売が自由化されたという状況の中で全農を通さない販売が増加しております。今、米では15%位が直接販売をされていると認識しております。
- ・全農等系統上部組織の在り方についてですが、先程の改革実行策を見て頂きたいのですが、7頁、8頁が中間論点整理にある事業推進体制の一本化なのかブロック化なのかという選択についてでございます。これについての私共の考え方は8頁に書いてございますように、全国統一基準に基づく統制すべき部分と、経済事業が地域農業に立脚している、例えば畜産・園芸、水稲立地、あるいは果樹があるように、事業に最適なところに機能、要員を配置するということで地域重視型の事業本部制を展開してまいりたいということでございます。このような形でガバナンスについては一本化しますけども、事業についてはかなりの程度、地域毎に分散させた形で事業運営をしてまいりたいということでございます。
- ・ 全農秋田県本部の不正事件についてですが、7回目の改善命令を10月13日に受けて

おります。これについては、11月末までに提出をするということで、農水省の宮腰副大臣のチームのご指導を受けながら数値目標を含んだ改善計画を作るということでございます。秋田で米が問題となりましたので、例えば、米の部分で言いますと、JAグループを通す米については1俵あたり3,000円程のコストがかかっております。これは、年一作もので年間を通じた販売をするということでコストがかかるのですが、これを平成20年度までには2,000円にもっていく、三分の一削減するということでございます。それから、秋田で問題となりました販売対策費については、これまで1俵あたり600円、トータルで250億円程かかったのですが、これについては限りなくゼロにしていくという数値目標を作って改善計画を策定しているところでございます。以上でございます。

南場主査)

ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

本間専門委員)

我々はJA全体の改革については口を出す立場ではないと思っておりまして、改革の方 は粛々とおやりになっているということだと思います。ただし、色々なところで耳にす るのですが、例えば、専門大規模農家の農協離れがあった時に、農協の質が変わってき たというのは山田専務理事がおっしゃったとおりで、それに対応していくのがそちらの 立場であると思いますが、酪農などは農協から大規模農家が抜けており、どうしたらよ いのか私に聞かれることがあるのですが、それはあって然るべきの話であって、ニーズ に合った形で農協自身が変わっていけばよいのであって、別のニーズがあれば大規模は 大規模で農協を作ればよくて、今の農協が自分たちの尺に合わなくなったら代えていく、 あるいは自分たちのニーズと合わなくなったら別なものを作っていく、それはそれで結 構な話ではないかと答えているのですが、お聞きしたいのは今日のお話の中で組合員の ニーズを汲み上げるという話があったと思いますが、組織としてどういう対応をしてい るのかをお聞きしたい。系統の全国組織が県ベースのものを汲み上げる場合、単協のも のを県ベースで汲み上げる場合、もっと大事なのは個々の組合員のニーズを単協が如何 に汲み上げているのかいないのか、特に大規模専業農家、先進農家の農協離れを考えた 時に、それをどういう形で組織として対応しているのか。その点について教えて頂きた いと思います。

山田専務理事)

・ 本間先生のおっしゃるとおり、組合員とりわけ大規模農家のニーズがあればニーズに従いました対応があって然るべきと思います。農協がそれに対応できるような努力はしますけども、対応できないでそれぞれが不満であれば独自の活動をなされているわけでの

で、それを我々でどうこうするということはなかなかできないわけです。ただ、言えることはそのようなニーズにも応えられるような事業をきちんとできるようにしなければいけないというのが最大の課題です。ところで、先生がおっしゃいました具体的なニーズをどう汲み上げるのか、これは我々協同組織の生命線だと思います。ですから、集落座談会とか部会の会合等はそれこそ本当に、農協の仕事の半分を占めるのではないかと思う位の取り組みをやっていると思っております。もちろん、それとは別に総代会であったり、総会であったり、理事会、運営委員会であったり、機関として定められた機能を運営していくことは間違いないわけですが、むしろそれ以外の組合員の意向を汲み上げる多様な取り組みをやっているというのが実際のところだと考えております。

本間専門委員)

・ 集落座談会にしろ総代会にしる、そういうところで言われるのは平均的なものにならないでしょうか。平均値が大事だという見方もあると思いますが、新しいアイデアだとか、 農協自身を中から変えていこうといった場合にとっぴな意見も含めて取り扱う組織、体制、そういうものがないのでしょうか、あるのでしょうか。

山田専務理事)

・ 規模の大きい農協になりますと、100から150もの部会とかを抱えておりまして、例えば、農協青年部のように、それこそ地域に根差して農業をやっていこうとする人達の組織もあるわけです。それから、最近は意識的に担い手グループの組織化を図ろうということで、担い手協議会を作ったりして、もっと農協はそれに関わるべきだという取り組みもやっています。また、かなり最近積極的になっているのが、営農指導員が事業の推進をやると同時に組合員の考えを聞く、事業の要求を聞くという取り組みを具体的にやっております。専門的にやっている農家に対応するグループ、兼業農家に対応するグループ、高齢者、婦人層に対応するグループなどと営農指導事業の対応をグループ分けしまして、本来であれば一番大事な担い手グループの要求が農協に反映するような取り組みをやっております。これを我々としても一所懸命に推進することを進めております。

福井専門委員)

・ 経理についてのご質問なのですが、部門別区分経理の徹底、特に事業管理費を附属明細 書の科目レベルまで区分経理するという点については如何でしょうか。

向井地常務理事)

・ 農協の場合は、部門別損益計算書を平成10年から総会に付議することとなっております。事業管理費につきましては、事業管理費のうち70%を人件費が占めております。

減価償却費は15%、その他税金等は4%程度あります。残り10%が業務費になります。したがいまして、事業管理費の業務費レベルまで、例えば水道、光熱費等々まで細かく整理をして出すということは必要ないのではないかと考えております。同時に、農協のそういった状態は上場会社で出しておりますセグメント情報と同様であると認識しておりまして、今の状況でよいのではないかと思っております。

福井専門委員)

・ 人件費は部門毎に区分されているのですか。

向井地常務理事)

・ 人件費を区分表示して各部門に配賦することは、法律上の取り決めはありませんけれど も、人件費を各部門毎に区分表示することは可能です。可能ですが、人件費は法律的に は区分表示するということにはなっておりません。

福井専門委員)

・ 農協法の施行規則のフォーマットですよね。これで信用とか共済の事業毎に人件費を按 分して、実際に計算して出されているわけですか。

向井地常務理事)

・ 必要な時は農協が任意で表示して出しております。

福井専門委員)

・ それを、例えば、定例的で一般的に人件費の按分も出すというようにはできないのですか。

向井地常務理事)

・ 附属明細書でそこまで出す必要はないと思っております。ただ、組合員から求められて、 そういうことをやるのは可能ですので、実際にやっている農協もございます。

南場主査)

任意でやられている場合に按分というと何によって按分をなされているのですか。

向井地常務理事)

・ 共通管理費の配賦基準というのがございまして、その基準に則って配賦しております。

福井専門委員)

・ 株式会社でも公益法人でも部門がある時には、一般管理部門というのは色々な事業部門 に関わっているのですから、占める割合の大きい人件費をどう区分するのかというのは 一定のルールがあって、事業毎の売上げとか収益で人件費を機械的に按分するというの が標準的です。そういう形で按分をした時に人件費なり管理部門も含めた部門別採算というのが、より厳格に出るはずです。物理的には可能なわけですよね。

向井地常務理事)

・ 平成17年の農林水産省の事務ガイドラインがございます。それで、任意で行うべきという指導を受けておりまして、それをやることは可能です。

福井専門委員)

・ 任意は任意でも、法で強制するかどうかは別として、もう少しそれを奨励されるという ことに支障はないのではありませんか。

向井地常務理事)

・ 例えば、経済事業改革を実施するうえで、農業関連事業、その他生活関連事業に区分け し対応していますが、その時の部門別採算がどうなのかということを見る時に人件費な どの事業管理費を配賦することはきちっとやっております。

福井専門委員)

・ それを、例えば、ホームページ等で公開、開示されるということはやってらっしゃるのですか。

向井地常務理事)

それはやってございません。

福井専門委員)

それをやることに支障はありますか。

向井地常務理事)

・ ホームページというものは組合員の方以外にも見せることになりますので、そこまで上 場企業がやっているのかということになりますとやっておりませんので、私どももホー ムページではやっておりません。しかし、ディスクロ誌で縦覧は可能です。

福井専門委員)

・ 農協法に基づく一種の公益団体ですよね。今、財団法人や社団法人などの公益法人がご

ざいますが、こういったものに対しても、最近、監督官庁の多くが細かい区分経理や総会の決算資料をホームページで公開せよとしているのが潮流です。そういう意味では、 農協は公益法人以上の特別の法律に基づいて設立された団体ですから、補助金も入っているし一定の規制もあるし、外部公開されるというのは不自然なことではないと思いますが。

向井地常務理事)

・ 私共は、株式会社のように株価によって色々経営が左右されるというわけではございませんので、そういう意味でのディスクロというスタンスで出しているわけではございません。ましてや人件費を各部門毎に配賦して、そのことを一般の組合員以外の方にホームページで出していくということは必要ないと思っています。

南場主査)

・ 組合員の方には出しているのですか。

向井地常務理事)

・ 必要があれば出しております。

福井専門委員)

・ 組合員の方は誰でも見れるようになっているのですか。

向井地常務理事)

・ 誰でも見れるようにディスクロ誌には載せておりません。

南場主査)

必要があればというのは、どういう場合のことをおっしゃっているのですか。

向井地常務理事)

・ 集落座談会であるとか生産部会等で、説明をする時に必要な場合は内部管理の一貫として出しております。

福井専門委員)

・ それは組合員が見せて下さいと言って来て、見せるのですか。

向井地常務理事)

見せるのは可能です。

福井専門委員)

それは別に拒否されるわけではないと考えてよろしいのですか。

向井地常務理事)

・はい、そうです。

福井専門委員)

・多分二つレベルがあると思うのですが、基本的には組合員の相互扶助的な機能を持つ組織だということは前提なのですが、もう一方でさっきから申し上げておりますように特別の法律で特別の規律を持ち特別の位置付けということで、一般国民として一種の関心がある領域なわけです。組合員には当然開示されるというのは結構なことだと思いますが、株式会社というのは株主のもので特別な補助も受けておらず、商法以外の特別な規制を受けているわけではありませんので、農協の場合にはもう少し広がってもよいというのは理屈としてあり得るので、どのようなレベルや範囲がよいのかということは今即答致しかねますけれども、イメージとしては少なくとも株式会社よりは広くないとまずいのではないかという認識を持っておりますので、そこらへんはご相談させて頂きながらご検討頂ければと思います。

向井地常務理事)

・ 私共の所管は農水省ですけれども、そこで指導を受けているのは人件費を区分表示して 各部門毎配賦については、先程の任意でということで受けておりますので。

南場主査)

・ 必要があればというところを明確にしたいのですが、必要があればという中には組合員 の方が見たいと言った場合は、必要があればという条件に該当するのでしょうか。

向井地常務理事)

・ 当然そうです。

南場主査)

・ 組合員であれば、誰でも要求すれば見れるということなのですか。

向井地常務理事)

・ 見れるというか、相談に応じるということです。人件費を区分表示して各部門毎配賦に ついては、ディスクロ誌に載せて、それを置いて閲覧できるということではありません。

南場主査)

・ 閲覧はできないけれども、区分はされてるということですか。

向井地常務理事)

・はい。

南場主査)

・ 基本的なことなのですが、7 0 %も人件費が占めるとなると相当な品目になるわけですが、按分ということが必要になるのはなぜなのでしょうか。

向井地常務理事)

・ 例えば、当然のことながら、信用事業と共済事業の人数が違います。営農指導事業は、 これも信用事業や共済事業等と関連して成り立っているわけです。

南場主査)

そうですよね。ですから、按分ではなくて、実費として把握はされているわけですか。

福井専門委員)

・ 例えば、信用事業にだけ張り付いている方の人件費は信用事業に積み上げ方式で計上できますよね。共済事業も同じですよね。その他部門横断的な仕事をしていらっしゃる職員の方の分は何らかの基準で按分しなくてはいけない。その二通りの組み合わせということですよね。

向井地常務理事)

そうです。

福井専門委員)

・ それに関連して、質問です。信用、共済、購買、販売等の総合実施が農協法では認められているわけです。これについて最近、農水省でも多少認識を持っておられるようですが、他の金融機関は兼業制限、他業禁止規定があって、農協の場合にはこの制約が全くないということと、例えば、独禁法違反とされた過去の事例における、ある事業が背景となって別の事業に関する圧力行使などの何らかの問題を引き起こしたかのごときに見える事例と関連があるのではないかという問題意識を持っているのですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

山田専務理事)

・ 農協発足時の事を事前にわざわざ申し上げたのは、農協は、農村更生や農家経済更生の 一環として組合員をトータルで捉えて、どのように安定させるか発展させるかというこ とでやってきたのだと思います。組合員農家は営農だったり生活を地域の中で行ってい るわけですから、当然そこで必要な営農事業、営農事業に必要な金融事業、生活で必要 な共済事業という形で一体として農協が事業を行うようにやってきたわけです。その中 の組織の原理は如何に共同して、お互い皆集まって利益を確保するか、成果をあげるか という取り組みであったと思っています。ところで、組合員農家が皆均質で、ほぼだい たいよく似ていた頃はそれでもよかったし、それで事業をやってきたというように思い ますが、ご案内のとおり、今、それこそ多様な組合員が出てきたものですから、営農事 業で農協を利用している組合員や信用事業だけで農協を利用している組合員がたくさ んいると思います。そういう側面からしても、当然のことながら、部門別の採算やディ スクロも先生のおっしゃるような形で必要になってきているのは事実ですから、我々が できる範囲のことは精一杯対応するということだと思います。それで、事業そのものと しては総合事業でやっております。今、組合員農家の経営全体を考えてみた時に、不公 正取引で独禁法違反とされた多くの事例を見てみますと、例えば融資をした場合、それ の多くは農業生産施設への融資だったりするわけですが、農業生産施設で生産したもの については共同で販売するということにしようではないかという共同の原理があるも のですから、ついつい融資することと農業生産施設を設置することと販売事業を一体と して取り扱うというようなことがあると思っております。多分、このことは小さな零細 農家の共同活動を共同のメリットとして実現するために独禁法の適用除外があるんだ という法規定と裏腹の関係になっているのではないかと思います。そういうことが必要 だから、組合員農家の営農生活の安定のために独禁法の適用については配慮するとして いる。しかし、そうはいうものの、不公正取引はだめだとしているわけです。

福井専門委員)

・ 独禁法の適用除外とされるのは不公正取引ではなくて、共同販売とか共同購入とか生産 調整とかですから、そっちの方はよいのですが、だいたい独禁法でよく出てくる事例が 農協の資材を購入した人でないと融資をしないとかですから。

山田専務理事)

そうですね。共同活動と不公正取引の境目で少し整理がついていないのだと思います。

福井専門委員)

・ 手元に独禁法の違反事例があるのですが、独禁法の適用除外に該当するようなものでは なくて、単なる不公正取引ばかりですよね。やっぱり部門間の壁が非常に低いことと、 このようなことが頻発しやすい土壌というのが関係あるのではないかと見るのが自然 だと思いますが。

山田専務理事)

・ 頻発という程多いかというとそうでもないと思いますが、確かにそういった事例、指摘されている事実がありますので、共同活動を焦るあまりに、共同販売活動をやろう、共同購買活動をやろうということを焦るあまりに不公正取引との境目がきちっとしていないというように考えております。

福井専門委員)

・ 人情としては、人間の気持ちとしては、分からないでもないです。しかし、だからこそ 一般的な銀行法とか保険業法とかの規律というのは、弱い人間の意志をできるだけフェアに発揮させるように他業禁止規定を設けているということなので、農協も本来であれば零細な組合員の互助組織で農業の振興のために集まった組織だということがあって当初は他業禁止規定が設けられなかったのでしょうけれども、今の目で見れば農協というのは超巨大組織ですし全国ネットワークもあるし、そういう意味ではすごく成長されたわけですから、そろそろ近代的な他の業種と同じような意味で、他業との間に一種のしきりを立てるというか、他の業種とある業種、例えば、共済と信用とか、信用と購入とか、そういうところについて同じ部門が両方やるということではなくて、もっときっちりとファイアウォールを作ることを、そろそろ考える時期ではないでしょうか。その方が農業の体力も強くなると思うのです。

山田専務理事)

・ 幾つかの独禁法の違反事例を見てみますと、多くは農村部の農業生産活動が比較的活発な地域で行われています。生産活動とそれに伴います経済事業や信用事業との関連の中で行われているということでありまして、むしろそういう地域こそ総合事業としての農協の役割が求められているところがあるわけです。そうは言いましてもそこで不公正取引が起こってもよいとは全く思っていませんが、そこは事業を分けるという形ではなくて、不公正取引や独禁法の違反事項を絶対に起こさないようなしっかりした指導を徹底するということだと思っておりまして、組合員の共同事業を守っていくという観点での総合事業の大事さだけはどうしても守りたいと思っております。

福井専門委員)

・ もちろん、部門間で協力して農業を助けるというのは結構なのですが、江戸の敵を長崎 で取るような不公正な取引は部門間でやって頂いては困ります。ここの峻別はおっしゃ るように微妙なラインがありますので非常にやりにくい。そうすると、一番よいのは、 農協という傘はあってもよいのだけれども、部門間で人の支配権も同一だし、代表者も同一だし、というところでやっているのでは、やっぱりなかなかそこの誘惑に勝つのは難しいかもしれない。そうすると、農協という傘は傘でも出来るだけ、特に独禁法がらみのところでは極力部門を遮断してはどうかということです。一方の部門の利益を他方の部門が知ったり、使えたりしていると、なまじそれに基づく権限を行使したくなるかもしれないから、情報の遮断とか経理区分の遮断も含めてできるだけ独立して部門毎に動けるように、だけど協力はし合えるという仕組みを作る余地があると思います。

山田専務理事)

・ いずれにしても検討課題だとは思います。

南場主査)

・ それに関してなのですが、実際に不公正取引として公取に指導を受けた事例もかなりありますね。最近の北海道の事例なども典型的な事例だと思うのですが、それが氷山の一角なのか、程度の差こそあれかなり見つかっていないケースも多いのかというところが、ご指導なさる立場として最もご関心を持つべきことだと思います。例えば、実際に不公正取引として告発するというところまでいかなくても、心理的なプレッシャーとして組合員の方がお感じになっていて、お金の部分を握られているから農協以外の系統で販売ができないとか、資材の購入も他のところに手を出しにくいとかいうようなプレッシャーを受けていらっしゃるのかどうかに関してはどのような感覚でいらっしゃるのでしょうか。あるいは、事実の調査などをされたことはありますでしょうか。

山田専務理事)

・一般論では言えない難しいところではあるのですが、今回の北海道の事例は、まさに該当する農協は日本で有数の農協らしい農協なのです。そこでそのような事態が起こったというのは誠に残念だと思っています。地域で出来るだけ高品質のものを同じ技術で作り合おうではないかということが、市場対応でも、ニーズに応えていくためにも、必要だということがありまして、こうした営農指導事業や販売の規律について、同様な取り組みをしているという事例が全国にもあるというように聞いております。しかしそれが逆に言いますと独禁法の適用除外にした理由でもあるわけですが、ところが、そこにおっしゃいますように金融の措置をひっかけてしまうという話であったり、飼料の購買をひっかけてしまうという話は間違いなく不公正取引に値する重大なことだと思いますので、そこは是正していきたいと思います。これまで指導してきている経緯がありますので、まれなケースという意味で氷山の一角だと思っていますが、引き続きしっかりやりたいと思います。

本間専門委員)

・ まさに全中、中央会の役割だと思います。申し上げにくいのですが、中央会というのは 農協の代弁者のような形で発言されることが多くて、どうも中に向かってどうなのかと いうところが問われているのではないでしょうか。農協の指導、意見の汲み上げという ところを考えた時に、内部の自浄作用を果たすのが中央会の役割だと思いますので、徹 底して内部の調査も含めてやっていってもらえればと思います。

福井専門委員)

・ 過去の独禁法関連の事件とか、あるいはそこまでいかないにしても発覚の経緯というの はどういうものが多いのですか。公取にいきなり誰かが密告して事件になるというのが 多いのか、それとも中央会とかの内部系統である程度なんとかしてほしいというような 苦情があったりするのか、どのような経緯が多いのでしょうか。

山田専務理事)

・ 内部の告発が多いのではないでしょうか。

福井専門委員)

農協の組織系統の中であがってくるのもあるのですか。

山田専務理事)

・ そうだと思います

福井専門委員)

そういうのがあがってきた場合はどうするのですか。

随行員)

・ 公取の事案自体は、ほとんどが被害を受けた方の告発です。

福井専門委員)

直接公取にいくのか、まず農協にいくのかどちらですか。

随行員)

・ そういう中で色々問い合わせが来ます。こういうのはやって大丈夫なのですかという問い合わせが農協から県の中央会に来て、県の中央会から全中にきます。そのような問い合わせに対しては、不公正取引になる場合は直すよう指導しております。例えば、肥料農薬とか生産履歴とか、安全性と肥料農薬の使い方が微妙になってきておりますので、

そういうのは全中が全農と相談しながら指導文書を農協に対して出しています。それで もやってしまうようなところはなくはないわけです。

福井専門委員)

一般的に指導されているのはよく分かるのですが、北海道の事例のような個別の案件で、 組合員の方がどこに申し立てたのかお分かりになりますか。

随行員)

・ それは、全中とか全農に直接来ているものではありません。

福井専門委員)

・ 恐らく公取に直接言ったということでしょうか。

随行員)

・ 公取に色々相談しながら、農水省なり県なりに相談する場合があるので、それは事実関係を調べて、直すべきものは直すように指導しております。

福井専門委員)

・ 先に全中、全農に情報が入ってきたら、個別に迅速に指導はされるのでしょうか。

随行員)

・ 是正するように指導をいたします。

福井専門委員)

そのような例もありますか。

随行員)

・ 大きい例ではないですが、例えば情報があがってくれば、そこは是正します。事前に直 す指導をして、公取にお世話になるようなことはなるだけしないように指導をしており ます。

福井専門委員)

・ 過去にも恐らく多々あると思うのですが、このような事例集みたいなものはお配りには なっているのですか。

随行員)

・ 全農の方でマニュアルを作っております。中間論点整理を受けて全国的にやりなさいと 農水省から言われましたので、やっております。

福井専門委員)

・ こういう情報提供は重要ですね。どういうことをやるとまずいのか、この範囲だと問題 はないが一線を超えるとまずいというのが必ずしも理解されていないから結構問題が 起きるということがあるかもしれない。

随行員)

・ 独禁法に関する知識の欠如というか悪いことだと思っていないというのがあるかもしれません。

福井専門委員)

・ 一方の部門の権力を背景にもう一方部門で何らかの要求をすること自体が全て不公正 取引ですから、一般的なモラルや法倫理というのを啓蒙して頂くことが重要だと思いま す。

関水代表理事理事長)

・ 福井先生のおっしゃるとおり、適用除外条項で適用除外されている後にただし書きがあって、その中に不公正取引があるわけですから、どういう事例がいけないのかということを認識してもらわないといけない。そのためにガイドラインを作り、過去に農協が警告なり勧告を受けた事例を含めて教材を作って職員には配っております。

福井専門委員)

・ それは徹底して頂きたい。あのような事例が頻発していることを報道されるというのは、 決して農協の全国組織や農業にとっても良いことではなく、イメージダウンが甚だしい。 あのような事件が起きないように、内部でも徹底されるというのは、ブランドイメージ を高める意味でも非常に意味があると思います。先程おっしゃたように、独禁法の適用 除外の意味と不公正取引の意味は違うのです。ここは結構難しいのですが、我々でも条 文をうっかり読んでしまうと、どう違うのか分からないわけで、ましてや単位農協の方 とか組合員の方とかは適用除外というのを頭に擦り込まれると何をしてもよいのだと いう方向にいってしまう可能性は大いにあります。適用除外で言っている意味というの は、先程も申し上げたように共同購入、購買、生産調整とか、要するにこのようなこと を許すための適用除外であり、融資をすることを背景に肥料を買えというようなことは 適用除外の範囲には入りようがないのだということの区分を相当丁寧に示してあげな いと混乱があるかもしれない。適用除外という言葉だけが一人歩きするとやっぱり勘違 いをする可能性があるということはなんとなく分かりますので、相当丁寧なガイドラインや事例集を作られるとよいと思います。

南場主査)

・ その件についてもう一点質問です。独禁法適用除外と表裏一体であるとのご発言がありましたが、何故適用除外となっているかというと総合サービスによって皆で質の良い農産物を作っていこうという見地からできているものであると思うのですが、明らかな不正事案として挙げられているものではなく、組合員の方々がなんとなくプレッシャーを感じていること自体が独禁法適用除外となっている趣旨に沿うものであるとお考えなのか、それともそれ自体がよろしくない傾向であるとお考えなのかどちらでしょうか。集団でのメリットを得ているのであれば、やっぱり使いなさいよという気持ちになるので、なんとなくプレッシャーを感じている位は是と捉えるのか、やっぱり金融事業と経済事業は切り離されて組合員が自由な選択をすべきとお考えなのかどちらでしょうか。

山田専務理事)

・ 農業生産活動を中心にやっている農協の例を見ると比較的よく分かるのですが、農業生産と融資と共済、それから農業技術の指導というのは、当該農家や部会組織に対しては同じサービスとして総合的に供給されています。それであるが故に産地作りができたり、高品質の生産物の高値販売が可能となっているわけで、共同活動と事業が表裏一体になっているものですから、先程そのように申し上げたわけです。これを売ってやるから融資を使えとか機械を使えというような話は通りません。

南場主査)

・ 暗黙のプレッシャーもよろしくないということですね。

山田専務理事)

・プレッシャーはなかなか難しいのですが、農協の組合員は最も農協批判が強いのです。 何故かと言いますと、私が組合員だぞ、私の要求を何故聞かないのか、何故サービスしないのかということがあるわけで、このような組合員に対してそれを受け止めるのが農協であるということが大変難しいと思います。協同組織であるゆえんの良さでもあるし一種の圧迫であったりするのではないでしょうか。

南場主査)

・ そうすると農協としてはプレッシャーを与える程度まではよいが、不正事件となるよう なことはするなということでしょうか。

福井専門委員)

・ やはり心理的にプレッシャーと感じるというのはどこかでグレーゾーンに近づくわけですから、共同事業をされるというのは促進されればよいと思うのですが、自分はこの部分では農協を使わないで別なところを使いたいという方には、気持ちよくそちらをお使い下さいという懐の深さがあってもよいのではないでしょうか。有益なサービスを提供する主体だから組合員が農協を選んでくれるというのが本来の姿ですね。暗黙のプレッシャーも含めて払拭できるような近代化を目指して頂きたいと思います。

山田専務理事)

・ 一つの例として申し上げますが、先般、青森の農協の部会で検査基準を決める会合がありまして、そこに偶然立ち会う機会がありました。目揃えといいますか検査をするに際して、こういう基準でこのようにしたものをこの時期に出荷するのだと、そのためにきちっとした収穫、出荷をしてくれという会合なのですが、そこで本日出席していない人は出荷しても販売できないぞなどというようなことを言っておりまして、そこの境目が非常に難しいのです。共同活動をやるということの良さと微妙なところはあると思います。

本間専門委員)

・ 今、農家が非常に多様化してて、総合農協の中の組合員であっても准組合員であってもよいのですが、結局自分の関わっているウェイトがそれぞれ違います。そうすると、信用、共済事業で儲かっているのに経済事業につぎ込んで自分達の利益がそちらに横流しされているのではないかといった不満も中にはないわけではないと思います。そういう部分を明らかにしてどこを改善していくか、経済事業であれば補填するのではなくて効率化していくというものが見えてくるシステムにしていかないと総合事業そのものが全体として有用だからというだけでは、理解してもらえない時期にきているのではないでしょうか。

南場主査)

・ その点に関連しまして先程監査の部分で、独立した監査機構をお持ちになってらっしゃるということなのですが、外から見ますとやはり内側の監査に見えてしまいます。私共が受けている監査と比べますと身内感というのが漂っているわけなのですが、先程さらに強化していこうというご説明があったのですが、具体的にはどういう強化をされるのでしょうか。

向井地常務理事)

・ ご承知のとおり、平成14年から全中に、各県中が昭和29年から監査していた機能を

統合して全国監査機構を作りました。全国に160程度の監査法人がありますが、そのうち四大監査法人が3,000名以上の人員を有しておりますが、私共は500名の人員を有しており5番目の監査法人となっております。これは全中の中にあるものですから、南場先生がおっしゃったように内部監査的に見えるものですから、これではいけないということで、我々としては公認会計士との連携というのをしております。一つは監査委員長に、あずさ監査法人の前会長に来て頂いております。それから、品質管理部というのがございますが、品質は当然、公認会計士協会の品質基準と同じ基準にするということ。研修もやっておりまして、毎年公認会計士協会と同様の単位を取らせるようにしております。また、複数の県の監査をする時に県から離れたところの要員を配置して違う方が見るという工夫や各47都道府県の地区審査会というところに公認会計士の方にも入って頂いております。あるいは信連だとか連合会、全農、全共連といったところには、公認会計士も帯同する。全農、全共連は財務諸表監査を公認会計士で見て頂いて、私共の傘の中で仕事をするという工夫をずっとやってきております。

南場主査)

・ 詳細なご説明ありがとうございます。公認会計士の方々が参加されているということは、 前進というように私共も感じますけれども、監査責任というのも明確にある形で参加さ れているのでしょうか。

向井地常務理事)

・ 監査責任はあくまで全中が負います。法定監査で最終的に監査に適合しているか否かは 全中の監査委員長が認めるという仕組みにしておりますので、公認会計士はあくまでも 私共の要請によるものであります。

南場主査)

監査のアドバイスのような形ですか。

向井地常務理事)

そうです。

福井専門委員)

・ お伺いしますと公認会計士を活用されたり、あるいは利害の薄い方を活用されたりしているのはよく分かりまして、結構なことだと思うのですが、やっぱり一つの大きなポイントは冒頭にもおっしゃいましたように、全中の中にあるというところが、いくら中をきっちりされても、うがった見方をすれば所詮中の話と批判が生じる可能性は排除できない。全中の中という形ではなくて、例えば、外に出されて法人格的に別の組織が独立

に監査される、そこに公認会計士色も強めるとか、もう少し独立性を高めた方が信頼感が高まると思います。要するに今の監査は、被監査者の人事、予算によるコントロールが及んでいるわけで、人事、予算によるコントロールが及んでいないところが独立して やるというようにすると、もっと信頼性が高まると思います。そのようなことも是非ご検討頂きたいと思います。

向井地常務理事)

・ それは大変大事なことだと思うのですが、私共の監査法人が一般の監査法人と異なるのは、農協と中央会、全中の間での監査料の取り方が中央会の事業としてやっているものですから、農協法に規定されている監査、経営指導、その他の色々な事業の一環として仕事をするということで、賦課金でもらっております。一般の監査法人のように時間数や人件費を積み上げて監査料で取るということはしておりませんので、そのへんの経費の取り方等も含めて色々検討していかないといけないと思います。

福井専門委員)

・補足でお願い申し上げますが、8月6日付の日本農業新聞に山田専務がインタビューでお答えになられておりまして、規制改革会議のワーキンググループは日頃農業、JAを一方的に攻撃している顔ぶればかりで、私たちの主張に聞く耳を持っていない、というご発言を拝見しまして、一言誤解を解かせて頂ければと思います。私共は決して農業とかJAを悪者と決めつけている集団ではございません。むしろ日本の農業に強くなって欲しいし、日本の農家や農協を通じた生産活動が活性化してほしいという気持ちを持っておりまして、その点では皆様方と全く同じだと思っております。その時、どういうやり方がいいのかに関して、農業やJAがうまく発展して頂いて、食の安全、食の生産とかを確保されることを応援したいという気持ちで一杯でございます。そこは是非協力し合っていければよいと思っています。決して敵ではございませんので、同じ土俵で改革のあり方を議論できればと思っております。

南場主査)

・ 今日は本当に忌憚のないご意見を頂きましてありがとうございました。今後ともよろし くお願い致します。